## 増改築・模様替えをする場合 テナントに入居する場合

## 事前に相談を!

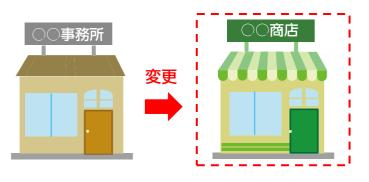
建物を改修する場合、建物の用途を変えようとする場合、新たに建物や テナントを使用して(新築・既存は問わない)事業を行う場合など、新た に消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設 備など)の設置や改修が必要になる場合があります。

また、室内の模様替えや、間仕切りの変更、窓や出入口の扉の変更により、消防用設備等の設置や改修が必要になったり、防火管理者の資格が必要になる場合がありますので、次のような変更を行う場合は、事前に消防本部予防課又は管轄署にご相談ください。

## 1 増改築を行う場合

## 増築

3 飲食店、物品販売店、病院福祉施設などの用途に変更又は新たに入居するする場合



2 隣接建物と接続など行う場合 (屋根や渡り廊下などで接続)





4 窓等の開口部を看板や物を置いて塞い だり、窓にフィルム等を貼る場合





※消防用設備等の未設置等により、重大な消防法令違反となる場合は、その消防法令違反の建物を公表する ことがあります。詳しくは違反対象物公表制度をご覧ください。



諏訪広域消防本部 予防課 0266-21-5119 岡谷消防署 0266-22-0119 茅野北部分署 0266-78-2001 0266-52-0119 茅野西部分署 0266-82-9119 諏訪消防署 茅野消防署 0266-72-0119 下諏訪消防署 0266-28-0119 原 消防署 0266-79-2442 富士見消防署 0266-61-0119